



教科担任制は 専科教員の加配を基本に

文科省は、小学校高学年での教科担任制を2022年度より実施するとし、予算措置が講じられています。小学校では、実はこれまで、担任以外の先生が、音楽や図工といった専門教科を受け持つ専科教員が進められ、学級担任の実務時間（空き時間）の確保にも役立ってきました。

文科省が進めようとしている教科担任制は、基本的には、専科教員をさらに広げようというものです。教科担任制の効果や問題点について考えたいと思います。（文中の太字は組合による強調箇所）

文科省が示す

目的・教科・方法

文科省は、教科担任制導入の目的として、次の4点を挙げています。

- ① **授業の質の向上**。児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化
- ② 教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化による、**教師の負担軽減**
- ③ 複数教師による、多面的な児童理解を通じた、**児童の心の安定**
- ④ 小学校から中学校への円滑な接続（**中1ギャップの解消等**）

そして、「**国による定数措置により**、特定教科における**教科担任制の推進を図るべき**」として、加配教員の予算措置を行いました。

教科については、「英語」「理科」「算数」

す。しかし、「教科担任制は文科省が決めたから、やらなければならない」「学年内で授業を交換してもやらないといけないもの」と受けとめている市町村や学校もあるようです。

アンケートに 寄せられた思い

尾北教労が昨年末に行った「子どもが輝く学校づくりアンケート」では、教科担任制導入について、さまざまな声が寄せられました。一部を紹介します。

- ◎「教科担任制と言うが、要は以前から行われている専科教員を増やす方向でない」と、教員の持ちコマ数は減らない」
- ◎「国語・算数はやはり担任がもつべきだと思う。基本的なこの2教科は担任がもたないと、学力の把握や授業づくりに影響が出る」
- ◎「『みんなで子どもを見る』につながり、担任が一人で抱え込むことも減ると思う」
- ◎「高学年の教科担任制は『中1ギャップへの対応』『教員の準備の負担軽減』など有意義なことが多いと思う」
- ◎「行事等で時間割を入れ替えることが多くある小学校で教科担任制にすることが非常にやりづらさを感じる」
- ◎「学級数の少ない学校での教科担任制はかえって負担が大きいです。専門性も大切ですが、小学校は担任が学級をみることによさがあると思うので、導入は慎重にしたい」

先生個人の捉えや、勤務する学校の状況により、教科担任制に対する考え方は、さまざまであることが分かりました。一律に決めるのではなく、学校規模や教員構成、

子どもの実態に応じて、各学校で十分議論し、導入する・しないを含めて考えていくことが必要ではないでしょうか。

尾北教労の提言と 校長会の見解

2月に行われた、尾北教労と丹波地区小中学校校長会との懇談会において、尾北教労は、教科担任制に関して3つの提言を示しました。

- ①教科担任制の導入については、**教科担任制ありきではなく、専科教員の加配に依じた教科担任制を基本に**、各学校の実情に合わせて全職員でよく検討する。
- ②教科担任制を導入する場合の教科については、**文科省が示している優先教科に縛られず、各学校の実情に応じて決める**。
- ③専科教員の加配に向け、国や各自治体への働きかけを行う。特に、**音楽と英語については、各校に専科教員を配置する**。

これに対し、校長会からは、「教科担任制は、専科教員が指導することで効果は上がる」「一番有効な教科を学校の実情に合わせて決めることが大切だと考えている」「学年内で教科を交換してでも**教科担任制を必ずやらなければならないわけではない**。教員構成や子どもの実態に合わせ、各学校でよく考えることが大切である」との見解が示されました。

教科担任制は、文科省が示した4つのねらい、すなわち、「学び」「教師」「子ども」「中1ギャップ解消」のためのものです。導入ありきでは「何のため」「誰のため」を見失うことになりかねません。学校現場での慎重な検討が求められています。

管内の全校長へ 年度初めの要請を行う

新年度が始まり、どの学校でも慌ただしい毎日が続いていることと思われま。各学校では、「コロナ感染予防対策と学びの保障の両立」と「多忙化解消」の取り組みが、昨年度から引き続いて進められています。しかし、現状は、残業や持ち帰りの仕事が多量に相変わらず多く、教職員の健康破壊の問題は依然として深刻です。コロナ感染予防と学校教育の両立が求められていますが、コロナ禍で進められた行事等の取り止め・縮小・練習時間短縮など、思い切った見直しを、多忙化解消のためにも、引き続き見直しを継続する必要があります。尾北教労では、管内の全校長に「新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請書」を届け、各学校で特に留意してほしい点についての要請を行いました。以下に内容を紹介します。

新年度を迎えるにあたり、子どもが輝き、 教職員が働きやすい学校づくりに向けての要請

丹波地方各小中学校長 様

※前文略。要請内容のみ掲載

- ① 新型コロナウイルス感染症対策については、「学校の新しい生活様式」（文科省）や「教育活動の実施等に関するガイドライン」（愛知県教委）で示された内容や基準をもとに、教職員間での共通理解を図っていくこと。
- ② マスクの着用については、「身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべき」という原則をふまえた対応をすること。また、気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症により命に関わる危険が高いことから、マスクを外すよう指導すること。
- ③ GIGAスクール構想により各学校に配備されたタブレット端末について、タブレットありきの授業を進めるのではなく、無理のない範囲で活用できるようにすること。また、タブレットの持ち帰りについては、その管理を家庭に委ねるため、保護者の同意を基本とすること。リモート学習についても、子どもは学校で直接学び合うことが大切であるとの考えを基本とし、慎重に進めること。
- ④ 小学校高学年における教科担任制については、以下の内容に留意すること。
 - ア 専科教員の加配を基本にして進める。
 - イ 文科省が示す優先教科にとらわれず、学校の実情に応じて決める。
 - ウ 学年内の担任どうしで教科を交換して行うことについては、実施するかどうかを各学校で慎重に検討する。
- ⑤ 部活動の改善に向け、以下の取り組みを進めること。
 - ア 生徒及び教職員の健康と生活リズムを大切にすることを観点から、朝練習を中止する。
 - イ 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は主顧問を担当させない。
 - ウ 部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。
 - エ 生徒の部活動の加入については、本人の希望を原則とし、押し付け的にならないようにする。
 - オ 部活動の社会体育への移行に向け、検討を進める。
- ⑥ 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」を厳守するため、「月45時間超の職員をゼロにする」目標を掲げ、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。その際、早く帰ることのみを強調する「時短ハラスメント」が生じないようにすること。
- ⑦ 教職員に対し、7時間45分の勤務時間と45分間（昼の15分間、夕方の30分間）の休憩時間を周知するとともに、休憩がとれるようにすること。
- ⑧ 7時間45分勤務が確実に守られ、休憩時間が確保されるよう、以下の内容について配慮すること。
 - ア 日課の見直しを行って、子どもの下校時刻を早めることにより、16時15分までに打合わせや学年会、学級学年事務などの時間を確保する。
 - イ 昼の休憩を使って、集会や行事などを行わない。
 - ウ 職員会議や学年会・部会などの会議は、16時15分までに終わるようにし、時間が足りなくなった場合は続きを別の日に行うか、続ける場合は別の日に割り振りを行うなど、時間外勤務が常態化しないようにする。
- ⑨ 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握すること。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告としないようにすること。
- ⑩ 年間の授業時数については、標準時数をこえた余分を、多く組まないようにすること。結果的に標準時数を下回るようになっても問題はないことから、年度当初に無理のないよう計画を立てること。

- ⑪ 教員、特に学級担任の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
 - ア 当面、授業の持ち時間数が、小学校週25時間以内（1日1時間以上の実務時間《空き時間》確保）、中学校週20時間以内（1日2時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。
 - イ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の実務時間（空き時間）確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたること。少人数やTTの授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。
 - ウ 学習指導要領による学習内容や授業時数が増加している実態に対応するため、専科教員を増やす。
- ⑫ 授業の準備及び、学級・学年・分掌の事務、必要な会議などの時間が、勤務時間内にきちんと確保されるよう、打ち合わせや会議を精選したり、午後の授業を一部カットしたりするなど、必要な時間を生み出すための具体的な対応策を各職場で講ずること。
- ⑬ コロナ感染症予防対策として抜本的に見直しをはかった学校行事等については、多忙化解消の観点から、見直しを継続する方向で検討していくこと。特に、以下の内容については、すべての学校で見直しが継続されるよう進めること。
 - ア 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について練習を含めたさらなる見直しを進める。
 - イ 学校訪問は、今後も継続して簡素化を図る。
 - ウ 作品募集に関わる業務（作品収集・審査・名簿作成・作品梱包・発送等）は、本来の学校業務ではないので、学校で請け負わないようにする。
 - エ 市の美術展や作品展について、学校の関わりをさらに簡素化する。
- ⑭ 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」をきちんと伝えること。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにすること。やむを得ず平日にとれなかった場合は、長期休業中も含め、必要な割り振りの日時数を全職員が確実にとれるよう適切に対応すること。
- ⑮ 早朝勤務などの時間外勤務があったときは、年休と同様に、30分間の休憩時間を除いて割り振りを講ずること。
- ⑯ 始業式・終業式・卒業式の午後やテスト期間中などの子どもがいないときには、日常的に時間外勤務が多い実態に合わせ、その分の割り振りとして、早く帰れるように勤務の拘束を解くこと。
- ⑰ 運動会や学習発表会などで休日に出勤を命じたときは、健康と福祉を害することにならないように、日頃の時間外勤務の割り振りを行うことで、早めに勤務の拘束を解くこと。
- ⑱ 職員が病気やけがで休む際に、年休で休むといった実態が依然見られるので、病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
 - ア 療養休暇は、1日や1時間単位で取れる。
 - イ ボーナスは30日未満、給与は40日未満の取得なら、処遇には影響がない。
 - ウ 1週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。
- ⑲ 教職員としての身分の侵害及び人権の侵害となるハラスメントが生じないようにすること。特に、パワー・ハラスメントの防止及び対応については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31改定）を周知徹底すること。
- ⑳ 政府が導入を図り、各自治体の判断で実施可能としている「1年単位の変形労働時間制」は、在校時間記録表の時間外勤務の数字を減らすだけでなく、実際には退勤時刻を今より遅くし、多忙化をさらに進める恐れがあるので、導入しないこと。